

形状に凹凸のある場合の吹きさらしの廊下等の床面積の算定方法について

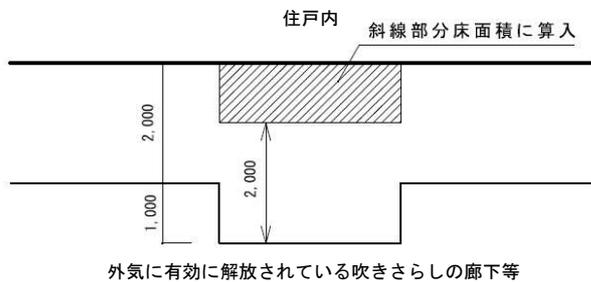
＝要 旨＝

標記については、以下のとおり取り扱うものとする。

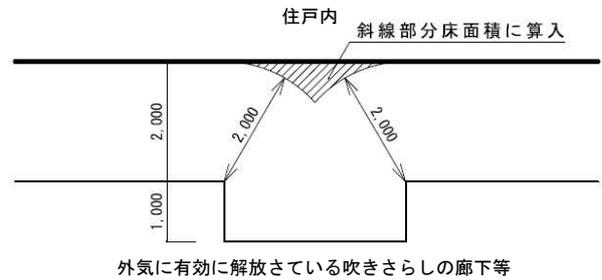
＝内 容＝

建築物の床面積の算定方法については、昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号「床面積の算定方法について」により通知されているところであるが、形状に凹凸のある場合の吹きさらしの廊下等の床面積については、【算定方法 A】を基本とするが、【算定方法 B】とすることもできる。

【算定方法 A】



【算定方法 B】



【参考】

「床面積の算定方法について」昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号
(略)

1 建築物の床面積の算定
(略)

(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に解放されている部分の高さが、1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの 2 分の 1 以上である廊下については、幅 2m までの部分の床面積に参入しない。

(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準じる。
(略)

＝備 考＝

関係条文	令第 2 条
関 連	昭和 61 年通達第 115 号

年 度	分 類	番 号